



空き家バンク ご利用の手引き

岩手県花巻市

令和8年8月改訂

目 次

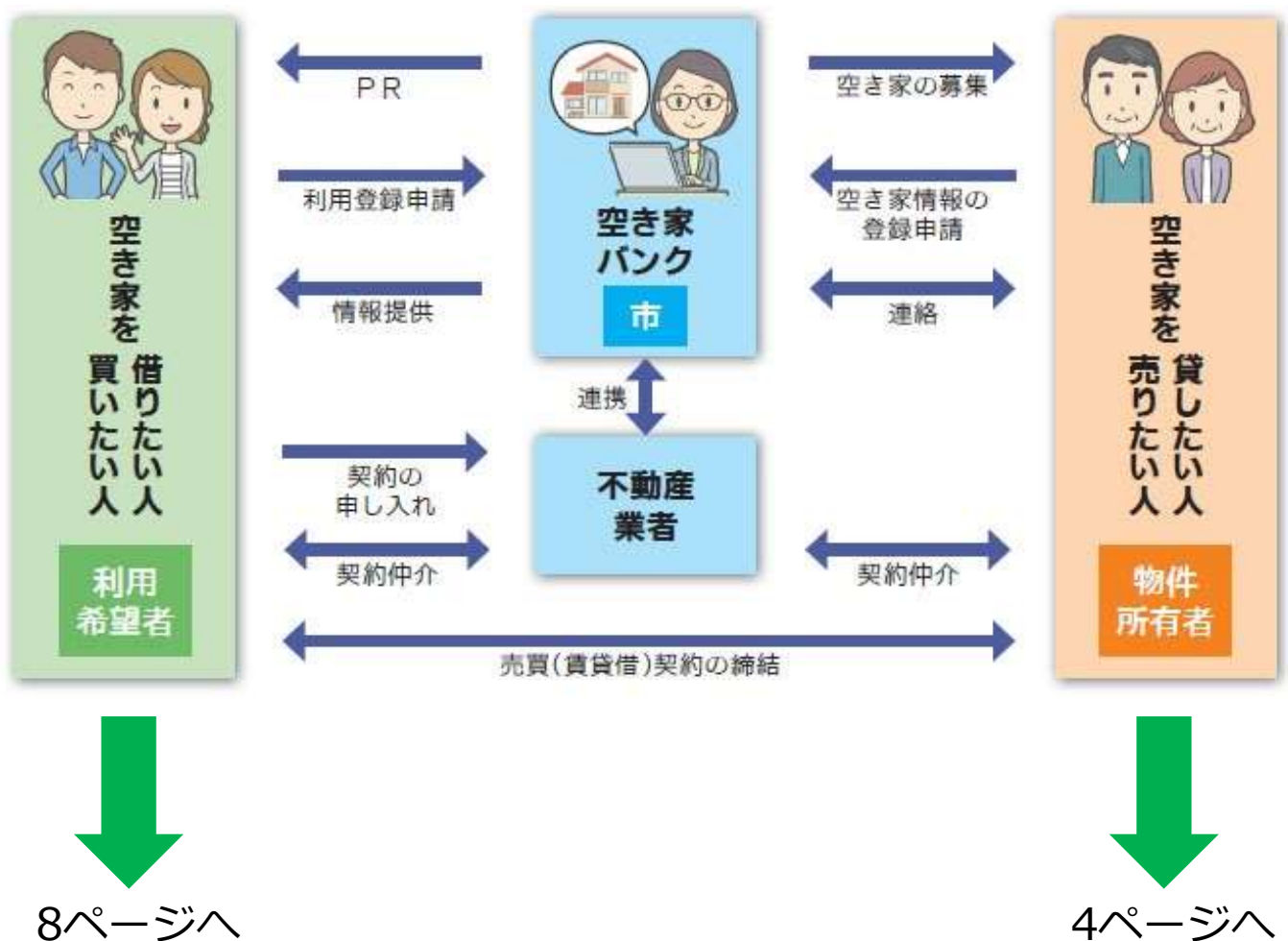
花巻市空き家バンクについて	・ ・ ・	3
物件登録の流れ・空き家所有者の皆さま	・ ・ ・	4
空き家バンク物件登録申込	・ ・ ・	5
移住定住ポータルサイト「いいトコ！花巻」	・ ・ ・	7
空き家利用者の皆さま	・ ・ ・	8
空き家バンク利用登録申込	・ ・ ・	9
その他	・ ・ ・	17
花巻市空き家活用奨励金について	・ ・ ・	18
花巻市若者世代等空き家取得奨励金等について	・ ・ ・	19
花巻市定住促進住宅取得等補助金について	・ ・ ・	21
花巻市子育て世帯住宅取得奨励金について	・ ・ ・	24
各種奨励金・補助金の詳細について	・ ・ ・	25
花巻市空き家バンク登録物件取扱業者一覧	・ ・ ・	26

花巻市空き家バンクについて

この制度は、空き家の有効活用を通して定住促進による地域の活性化を図ることを目的とし、登録した空き家情報を公開し、空き家利用登録者に紹介するものです。

情報を提供している空き家については、利用登録希望者と物件登録希望者の間で合意した場合、不動産業者の仲介により、売買・賃貸借契約を行います。

●空き家バンクの流れ



物件登録の流れ

①物件登録申請書の提出

②物件の確認

不動産業者が現地調査を行い
その結果を市に報告します



③審査・登録可否の確認

④ホームページへの情報掲載

不動産業者からの報告に基づき、
市が登録の可否を判断し、その
結果を所有者へ連絡します



市のホームページと全国版空き家
バンクへの掲載

空き家所有者の皆さま

- 花巻市は空き家の賃貸借契約及び売買契約並びに物件に関する交渉には直接関与しません。
- 空き家バンク登録物件取扱業者より、担当する仲介不動産業者を一覧（26ページ参照）から選んでいただきます。（契約の際、仲介手数料等所定の費用が必要となります。）
- 登録対象物件は、選んでいただいた不動産業者により現地調査を実施します。
原則として、所有者の方も立合いの上での現地調査となりますので、申込書受領後、不動産業者より調査日程をご連絡させていただきます。
- 現地調査の結果、適正と判断した場合、ホームページへ情報掲載を行います。
- 登録対象物件の状況や権利関係により、空き家バンク登録物件として空き家バンク利用登録者に紹介することが適当でないと判断した場合は、登録をお断りする場合がありますのでご了承ください。
- 登録後であっても、管理不十分等により紹介が困難となった場合は、登録を取り下げる場合があります。
- 物件登録申込書に記載した内容に変更が生じた場合は、すみやかに届け出てください。

空き家バンク物件登録申込

○各書類の記入の仕方（物件登録される方）

様式第1号（第4条、第5条関係）

花巻市空き家バンク物件登録申請書

申請年月日 年 月 日

新規申込	変更	取下げ	物件番号： _____
-------------	----	-----	-------------

※いずれかを選択してください。
新規申込の場合は、
変更の場合は、
取下げの場合は、

固定資産税課税明細書等で所在地番などを確認してください。
物件番号の記入と以下の所有者欄を記入してください。

物件所在地	岩手県花巻市	
所 有 者	・対象の空き家の所有者など、権限がある方のお名前で申し込みをお願いします。 ・所有者名義と登記名義が異なり、相続登記されていない場合は登録不可となります。 (登記名義の方から委任状をご提出いただければ登録可能です。)	
	メールアドレス _____ @ _____	
物件の問合せ先	氏名 _____	
	住所 _____ メールアドレス _____	
物件の詳細	構造： ☐ 木造 ☐ 軽量鉄骨 ☐ その他 (_____) 階数： ☐ ____ 階建て ☐ 平屋建て 延床面積： _____ m ² (_____ 坪)、敷地面積： _____ m ² (_____ 坪)	
売却又は賃料の条件	☐ 売却 _____ 円 ☐ 賃貸 _____ 円/月	
物件概要	建築年 _____ 年建築 (築 _____ 年) 空き家になった年 _____ 年 _____ 月から	
	利用状況 ☐	・空き家の用途は専用住宅または併用住宅（店舗+住宅）、マンションに限ります。
	電気 ☐	・店舗のみやアパートなど事業用、または土地のみの物件登録はできません。
	間取り _____ 部屋	・各項目別に空き家の状況を記入してください。
	ガス ☐	
	水道 ☐	
	下水道 ☐	
	風呂 ☐	電気 ☐ ガス ☐ 灯油 ☐ その他 (_____)
	トイレ ☐	水洗 ☐ 簡易水洗 ☐ 汲み取り / ☐ 和式 ☐ 洋式
	車庫 ☐	有 (_____ 台) ☐ 無 ☐ 農地 ☐ 有 _____ m ² ☐ 無 ☐
庭 ☐	有 ☐ 無 ☐ ペット等 ☐ 可 ☐ 不可	
付帯物件	☐ 物置 ☐ 倉庫 ☐ 蔵 ☐ その他 (_____)	
物件取扱を依頼する業者	_____	
特記事項	空き家のアピールポイントや利用者へ希望することがあればご記入ください。	

抵当権及び相続登記の必要がある場合は、特記事項に記入してください。

※以下の欄には記入しないください。

受付日	年 月 日	現地確認日	年 月 日
登録日	年 月 日	登録変更日	年 月 日
結 果	☐ 契約成立日 年 月 日 ☐ 登録取消日 年 月 日 (理由 _____)		

空き家バンク物件登録申込

○各書類の記入の仕方（物件登録される方）

様式第2号（第4条関係）

同意書

年 月 日

花巻市長 様

物件登録申請者

住所

氏名

印

私は、空き家バンクに空き家の登録を新規で申し込むにあたり、下記の事項について同意します。

申込者と所有者が異なる場合は、所有者の住所、氏名をご記入・押印ください

記

- 1 空き家バンク物件登録申請書に記入した内容をもとに、市の担当者が現地で空き家の状態を確認する際に、固定資産税の課税資料を閲覧すること。
- 2 空き家バンク物件登録申請書に記載されている事項のうち、所有者及び所在地等が特定されるものを除いて、花巻市ホームページ及び花巻市が連携するポータルサイト上で公開すること。
- 3 物件の交渉、契約及び管理に係るトラブルが発生した場合は、空き家物件登録者、空き家バンク利用登録者及び宅地建物取引業者間で解決に当たること。

○その他の添付書類

- ☐ 登録を受けようとする空き家の建物登記簿の全部事項証明書
- ☐ 登録を受けようとする空き家に係る固定資産税の課税明細書の写し又は、名寄帳ほか当該空き家に固定資産税が賦課されていることがわかる書類の写し

移住定住ポータルサイト「いいトコ！花巻」

花巻市空き家バンクへの物件登録を行い、現地調査が完了した物件は、花巻市の移住定住ポータルサイト「いいトコ！花巻」に順次掲載されます。

- ・掲載ページでは、防犯上の観点から、所在地番は一部表示としております。
- ・詳細な情報については、空き家バンクの利用登録者のみにお伝えしています。
- ・空き家バンクの物件情報掲載ページから、ご希望の物件をクリックすると、間取り図、建物の概要、内装の写真を見ることができます。

二次元コードを読み込むと、「いいトコ！花巻」へアクセスします。



○花巻市空き家バンク物件掲載トップページ

★ 主要エリア ○ 花巻エリア ○ 花巻谷エリア ○ 大田エリア ○ 東郷エリア

絞り込み検索

★ 指定なし ○ 売却 ○ 賃貸

売買価格: すべて

目的検索ワード

★ 指定なし ○ 家もつぎ ○ 店舗つぎ

交通状況: すべて

Q. 検索

ここをクリック

物件登録番号 価格 賃貸 交渉受付中

所在地	花巻市		
土地面積		延床面積	
構造	木造平屋建	建築年	
水道	上水道	トイレ	水洗

○花巻市空き家バンク物件情報詳細ページ

物件登録番号

詳細 交渉受付中 印刷する 利用登録する



その他画像



所在地	花巻市
価格	
延床面積	
構造	木造2階建て
築年	築年(2012年)12月
ガス	ガス(2012年)
風呂	バス
水道	水道
下水道	下水道
トイレ	トイレ
駐車スペース	1台分
交通	花巻市駅：1.000m 花巻市役所：1.200m 花巻市立中央図書館：1.500m 花巻市立中央公民館：1.800m 花巻市立中央小学校：2.000m 花巻市立中央中学校：2.200m 花巻市立中央高等学校：2.500m 花巻市立中央大学：2.800m

・原則として、申請時にご提出いただいた情報をそのまま掲載いたしますが、現地調査により、修正等がある場合は、内容を修正の上掲載する場合がございます。

空き家利用者の皆さま

- 花巻市は空き家の賃貸借契約及び売買契約並びに交渉には直接関与しません。
- 登録物件の紹介は利用登録が完了した後となります。それまでの間、正確な所在地等はお伝えできませんのでご了承ください。
- 空き家の見学希望の場合、市へお申し出いただきますと、物件取扱業者から日程等についてご連絡させていただきます。
- 登録物件の契約については、担当の物件取扱業者が仲介いたします。（契約時には、所定の手数料が発生します。）
- 登録されている物件の中には、利用者様のご負担において、住むにあたって改修が必要な物件もありますので、十分ご確認の上、ご利用ください。
- 物件と併せて農地を取得する場合は、農業委員会への届け出が必要となりますのでご注意ください。

空き家バンク利用登録申込①（書面での申請方法）

○各書類の記入の仕方（書面での利用登録を希望される方）

様式第3号（第7条及び第8条関係）

花巻市空き家バンク利用登録申請書

申請年月日 年 月 日

新規申込	変更	抹消
------	----	----

※いずれかを選択してください。
変更の場合は、変更箇所を記入してください。
抹消の場合は、以下に氏名を記入してください。

お子さんの場合は、（未就学／小学生／中学生）なども記入ください。

1. 利用希望者の情報を教えてください

(ふりがな) 氏 名	()	電 話	-	-
		F A X	-	-
生年月日	年 月 日 歳	職 業		
同居する 方の構成	・同居人：続柄 (歳) ・同居人：続柄 (歳)			
	・同居人：続柄 (歳) ・同居人：続柄 (歳)			
	・ペット 匹 (ペットの種類：)			
現住所	〒 -			
メールアドレス	@			

2. 花巻市の空き家バンクを利用しようと考えた理由を教えてください。（複数選択可）

- ☐ 自然が豊か ☐ 子育て支援が充実している ☐ 利便性 ☐ 転職 ☐ 転勤
☐ 教育環境が整っている ☐ 高齢者福祉が充実している ☐ 就農 ☐ 転居のみ
☐ イベントや祭りが多い ☐ その他 ()

3. 空き家で、どのくらいの期間を生活しようと考えていますか。理由も記載してください。

- ☐ 暮らしてから決める ☐ 2～3年程度 ☐ 5～10年程度 ☐ 永住する ☐ 居住を目的としない
理由 ()

4. 空き家の情報は何で知りましたか。

- ☐ 市のホームページ ☐ ふるさと回帰支援センター ☐ 全国版空き家バンク ☐ その他 ()

5. 希望する空き家の物件番号を記載してください。

第一希望	No.	第二希望	No.	第三希望	No.
見 学 希 望 日 時	候補日時 ① /	候補日時 ② /	候補日時 ③ /		
特記事項	その他、ご希望があればご自由にご記入下さい。				

※裏面の「誓約事項」をお読みになり、誓約される場合はチェックをお願いします。

誓約いただけない場合は、空き家バンクをご利用いただけません。

☐ 誓約事項を確認し、誓約します。

※こちらは記入しないでください。

裏面を確認のうえ、忘れずに✓して下さい。

受 付 日	年 月 日	内容確認日	年 月 日
登 録 日	年 月 日	登録変更日	年 月 日

空き家バンク利用登録申込②（インターネットでの申請方法）

○フォームの入力の仕方（インターネットでの利用登録を希望される方）

○花巻市HP（https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kurashi/ijyu_teijyu/1016080.html）より下記リンクをクリックしてください。

【空き家を買いたい・借りたい】花巻市内で空き家をお探しの方へ

花巻市空き家バンクに登録された物件を買いたい・借りたいとお考えの方には、花巻市空き家バンク登録物件取扱業者による現地案内及び物件説明、契約時の仲介についてお手伝いをいたします。

- 掲載情報の閲覧はどなたでも可能ですが、登録物件の現地案内等を希望される場合は「花巻市空き家バンク利用登録申請書(様式第3号)」を定住推進課までご提出ください。
また、インターネットを使って、WEB上で利用登録を行うことも可能です。WEB上での登録をご希望の方は、下記リンクへお進みください。
- 申請書の受領後、またはWEB上での利用登録後、市からご希望の物件を担当する花巻市空き家バンク取扱業者へご連絡させていただき、物件のご紹介等につきまして調整いたします。
- 物件の購入または借用の決定後は取扱業者の仲介により、所有者との売買、賃貸借契約を締結し、入居となります。

📎 [空き家バンク利用登録申請書\(様式第3号\) \(Word 34.0KB\)](#) □

「新規登録用」をクリック

WEBでの利用登録申請は下記フォームからお願いします

- [\(WEB申請\)花巻市空き家バンク利用登録申請フォーム\(新規登録用\)\(外部リンク\)](#) □
- [\(WEB申請\)花巻市空き家バンク利用登録申請フォーム\(変更申請用\)\(外部リンク\)](#) □
- [\(WEB申請\)花巻市空き家バンク利用登録申請フォーム\(登録抹消用\)\(外部リンク\)](#) □



入力フォーム

1 入力

2 確認

3 完了

下記のフォームにご入力をお願いします。

花巻市空き家バンクの利用登録について

花巻市では、空き家バンクのご利用にあたり、利用登録の申請をお願いしております。
なお、空き家バンク公開物件の現地見学、詳細情報の公開につきましては、利用登録申請をいただいた方にのみ行っております。
空き家バンクの利用を希望される方は、花巻市空き家バンク設置要綱及び下記の誓約事項をご確認ください。
内容確認後、「同意する」をクリックすると申請画面に進みますので、必要事項の入力をお願いします。
「同意する」をクリックした場合は、花巻市空き家バンクの利用について、下記の事項に誓約されるものとみなします。

誓約事項

- ・「花巻市空き家バンク」の利用登録にあたり、花巻市空き家バンク設置要綱(以下「要綱」という。)に定める制度の趣旨等を理解したうえで、申請を行うこと。
- ・申請書記載事項に偽りはなく、要綱第7条及び第9条に規定する登録条件等に抵触していないこと。
- ・「花巻市空き家バンク」への登録を通して得られた情報については、利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことがないこと。
- ・空き家を利用することとなったときは、花巻の生活文化、自然環境への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、より良い地域住民となること。

誓約事項に同意しますか。 必須

☐ 同意する

誓約事項を確認後、「同意する」をクリック

利用希望者の情報を教えてください

氏名

氏 必須 0 / 64 名 必須 0 / 64

氏フリガナ 必須 0 / 64 名フリガナ 必須 0 / 64

住所

郵便番号 必須 0 / 8 都道府県 必須 ▼ 市区町村 必須 0 / 64

番地 必須 0 / 64 マンション・部屋番号 0 / 64

電話番号

電話番号 必須 0 / 15

メールアドレス

メールアドレス 必須 0 / 128 メールアドレス (確認) 必須 0 / 128

生年月日

年月日をハイフン区切りで入力してください。

生年月日 必須

年齢 必須

画面に従って、各項目
を入力して下さい



見学希望日をご入力ください。ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

見学希望日①

生年月日 必須

見学希望日②

生年月日 必須

見学希望日③

生年月日 必須

特記事項

0 / 500

[→ 確認画面へ進む](#) [入力内容を一時保存する](#)

必要事項を入力後、「確認画面へ進む」
をクリック。確認画面に遷移します。

見学希望日をご入力ください。ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

見学希望日①

見学希望日②

見学希望日③

特記事項

入力内容を確認後、「送信」をクリック。完了画面に遷移します。

← 1つ前の画面に戻る

→ 送信



花巻市空き家バンク利用登録申請フォーム（新規申込）

入力フォーム

✓ 入力

✓ 確認

3 完了

送信完了

担当者よりご連絡いたします。

お急ぎの方はお電話にてご連絡ください。(花巻市地域振興部定住推進課定住推進係直通：0198-41-3516)

ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。

< 受付番号: IW00001303 >

入力内容を印刷する

最初の画面に戻る

以上で申請は完了です

空き家バンク登録情報変更申請（インターネットでの申請方法）

○登録情報の変更の仕方（インターネットでの手続きを希望される方）

○花巻市HP（https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kurashi/ijyu_teijyu/1016080.html）より下記リンクをクリックしてください。

【空き家を買いたい・借りたい】花巻市内で空き家をお探しの方へ

花巻市空き家バンクに登録された物件を買いたい・借りたいとお考えの方には、花巻市空き家バンク登録物件取扱業者による現地案内及び物件説明、契約時の仲介についてお手伝いをいたします。

- 掲載情報の閲覧はどなたでも可能ですが、登録物件の現地案内等を希望される場合は「花巻市空き家バンク利用登録申請書（様式第3号）」を定住推進課までご提出ください。
また、インターネットを使って、WEB上で利用登録を行うことも可能です。WEB上での登録をご希望の方は、下記リンクへお進みください。
- 申請書の受領後、またはWEB上での利用登録後、市からご希望の物件を担当する花巻市空き家バンク取扱業者へご連絡させていただき、物件のご紹介等につきまして調整いたします。
- 物件の購入または借用の決定後は取扱業者の仲介により、所有者との売買、賃貸借契約を締結し、入居となります。

 [空き家バンク利用登録申請書\(様式第3号\) \(Word 34.0KB\)](#) 

「変更申請用」をクリック

WEBでの利用登録申請は下記フォームからお願いします

- [\(WEB申請\)花巻市空き家バンク利用登録申請フォーム\(新規登録用\)\(外部リンク\)](#) 
- [\(WEB申請\)花巻市空き家バンク利用登録申請フォーム\(変更申請用\)\(外部リンク\)](#) 
- [\(WEB申請\)花巻市空き家バンク利用登録申請フォーム\(登録抹消用\)\(外部リンク\)](#) 



花巻市空き家バンク利用登録申請フォーム（変更）

 入力フォーム

1 入力

2 確認

3 完了

下記のフォームにご入力をお願いします。

登録者の情報を教えてください

氏名

氏 必須

0 / 64

名 必須

0 / 64

メールアドレス

メールアドレス 必須

0 / 128

メールアドレス (確認) 必須

生年月日

年月日をハイフン区切りで入力してください。

 生年月日 必須

以前ご登録いただいた
氏名、メールアドレス、
生年月日を入力します

変更したい登録内容をチェックしてください **必須**

- ☐ 氏名
- ☐ 住所
- ☒ 電話番号
- ☐ メールアドレス
- ☐ FAX
- ☐ 職業
- ☐ 入居する人数・同居する方の構成
- ☐ 賃貸物件・売買物件の希望・ペットの情報

変更があった箇所のみ
チェックしてください

変更後の情報を入力してください

電話番号 **必須**

019-xxx-〇〇〇|

090-1234-5678

11 / 60000

画面に従って変更内容を入力してください

→ 確認画面へ進む

入力内容を一時保存する

必要事項を入力後、「確認画面へ進む」
をクリック。確認画面に遷移します。



変更したい登録内容をチェックしてください

電話番号

電話番号

019-xxx-〇〇〇

入力内容を確認後、「送信」を
クリック。完了画面に遷移します。

← 1つ前の画面に戻る

→ 送信



本サイトでの送信者様の個人情報はデジサートのSSLにより保護しており、
デジサートの認証情報によりサイトの運営者、企業・組織の法的実在性、
物理的実在性を証明しています。

 入力フォーム

✓ 入力

✓ 確認

3 完了

送信完了

ご申請いただきありがとうございました。

< 受付番号: WV00000168 >

 入力内容を印刷する

 最初の画面に戻る

以上で申請は完了です

空き家バンク利用登録抹消申請（インターネットでの申請方法）

○登録情報の抹消の仕方（インターネットでの手続きを希望される方）

○花巻市HP（https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kurashi/ijyu_teijyu/1016080.html）より下記リンクをクリックしてください。

【空き家を買いたい・借りたい】花巻市内で空き家をお探しの方へ

花巻市空き家バンクに登録された物件を買いたい・借りたいとお考えの方には、花巻市空き家バンク登録物件取扱業者による現地案内及び物件説明、契約時の仲介についてお手伝いをいたします。

- 掲載情報の閲覧はどなたでも可能ですが、登録物件の現地案内等を希望される場合は「花巻市空き家バンク利用登録申請書（様式第3号）」を定住推進課までご提出ください。
また、インターネットを使って、WEB上で利用登録を行うことも可能です。WEB上での登録をご希望の方は、下記リンクへお進みください。
- 申請書の受領後、またはWEB上での利用登録後、市からご希望の物件を担当する花巻市空き家バンク取扱業者へご連絡させていただき、物件のご紹介等につきまして調整いたします。
- 物件の購入または借用の決定後は取扱業者の仲介により、所有者との売買、賃貸借契約を締結し、入居となります。

 [空き家バンク利用登録申請書\(様式第3号\) \(Word 34.0KB\)](#)

WEBでの利用登録申請は下記フォームからお願いします

- [\(WEB申請\)花巻市空き家バンク利用登録申請フォーム\(新規登録用\)\(外部リンク\)](#)
- [\(WEB申請\)花巻市空き家バンク利用登録申請フォーム\(変更申請用\)\(外部リンク\)](#)
- [\(WEB申請\)花巻市空き家バンク利用登録申請フォーム\(登録抹消用\)\(外部リンク\)](#)

「登録抹消用」をクリック

入力フォーム

1 入力 2 確認 3 完了

下記のフォームにご入力をお願いします。

登録者の情報を教えてください

氏名

氏 必須 0 / 64 名 必須 0 / 64

住所

郵便番号 必須 0 / 8 都道府県 必須 市区町村 必須

番地 必須 0 / 64 マンション・部屋番号

電話番号

電話番号 必須 0 / 15

以前ご登録いただいた氏名、住所、電話番号、メールアドレスを入力します。



「登録情報を抹消する」をクリック

登録情報を抹消すると、空き家バンク公開物件の現地見学・詳細情報の閲覧ができなくなります。
本当に登録情報を抹消してよろしいですか？ 必須

☐ 登録情報を抹消する
必須項目です。

→ 確認画面へ進む 入力内容を一時保存する

「確認画面へ進む」をクリック。
確認画面に遷移します。

登録情報を抹消すると、空き家バンク公開物件の現地見学・詳細情報の閲覧ができなくなります。
本当に登録情報を抹消してよろしいですか？

登録情報を抹消する

← 1つ前の画面に戻る → 送信

入力内容を確認後、「送信」をクリック。完了画面に遷移します。



花巻市空き家バンク利用登録申請フォーム（抹消）

入力フォーム

✓ 入力 ✓ 確認 ③ 完了

送信完了

これまで花巻市空き家バンクをご利用いただきまして、ありがとうございました。

< 受付番号: DG00000171 >

入力内容を印刷する

最初の画面に戻る

以上で申請は完了です

その他

- 空き家登録者においては、登録にあたって改修等の投資をしない代わりに賃借料や売買価格を抑えるといった配慮をされることも想定されますが、一方で、空き家利用登録者において家屋の傷み等による大規模な改修が必要となる場合があることもご理解いただく必要があります。
- 契約にあたっては、必ず事前に現地と家屋をご確認いただくとともに、傷み、雨漏り、虫、カビ等の不具合が発生するおそれがあることについて、予めご理解の上、ご利用ください。

花巻市空き家活用奨励金について

花巻市空き家バンクに登録した物件が居住を目的として成約した場合、予算の範囲内で花巻市空き家活用奨励金を空き家の所有者に交付します。

○交付額 10万円

○交付要件

- ①成約物件が花巻市空き家バンクに登録されていること
- ②売買・賃貸の契約の相手方が当該空き家に居住する意思を有しており、かつ、花巻市空き家バンクの利用登録を行っていること
- ③②の条件を満たす者が交付対象者の3親等以内の親族でないこと
- ④空き家物件登録者の世帯に市税滞納がないこと

○交付に関する手続き

登録物件の成約後、条件に該当する方は下記書類をご提出ください。

[提出書類]

- (1) 花巻市空き家バンク活用奨励金交付請求書（様式第1号）
- (2) 売買契約書又は賃貸借契約書若しくは使用賃借契約書の写し
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 空き家登録者の世帯の者の納税証明書（市税滞納がないことを証する書面）
- (5) 暴力団等でない旨の誓約書
- (6) その他市長が必要と認める書類

※(1)及び(3)の書類については送付いたしますのでご連絡ください。

(2)及び(4)～(6)の書類については交付対象者においてご準備をお願いします。

○その他

- ・奨励金の支給は同一の空き家につき1回までといたします。
- ・賃貸物件の場合、成約後に入居者が退去した場合は、再度空き家バンクへの物件掲載が必要となります。退去後に掲載を行わない場合、奨励金の返還を求められますので、ご留意願います。
- ・この奨励金は、一時所得又は不動産所得となるため、申告が必要となる場合があります。

花巻市若者世代等空き家取得奨励金等について①

花巻市空き家バンクに登録された空き家を取得し、居住した39歳以下の方、または県外からの移住者に対し、奨励金及び補助金を支給します。

○対象要件

- ①自身で居住するために、花巻市空き家バンクに登録している空き家を取得し、かつ、当該住宅の所有権登記（同居する方との共同名義を含む）時点において、39歳以下である方、または県外からの移住者。
- ②当該住宅に居住する方に市税滞納がないこと。
- ③当該住宅に5年以上継続して居住する意思があること。

※「空き家を取得」とは

花巻市空き家バンクに登録している空き家を購入し、かつ、当該住宅の所有権登記（同居する方との共同名義を含みます）をすることをいいます。

○奨励金について

39歳以下または県外からの移住者の方が、自身が居住するために空き家を取得した場合に、奨励金を交付します。

奨励金の額は、30万円です。（ただし、同一の建物に対して1回限り奨励金を交付します。）

さらに、申請者が子育て世帯で、空き家を取得しリフォームした場合は、20万円が加算されます。

※「子育て世帯」とは 申請者が18歳未満の子（18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者で交付対象者またはパートナーシップ関係の相手方の子）と同居する世帯のことをいいます。

（注）交付対象者または交付対象者の配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方が妊娠している場合（母子健康手帳の交付を受けている場合に限り）を含みます。

○若者世代空き家リフォーム補助金について

39歳以下の方が、空き家を取得し、リフォームした場合に、補助金を交付します。

補助金の上限額は、40万円です。（ただし、同一の建物に対して1回限り補助金を交付します。）

～補助率～

- ①花巻市内の事業者等を利用し、リフォームを行った場合
上記の限度額内で全額を補助します。
- ②花巻市外の事業者等を利用し、リフォームを行った場合
上記の限度額内で2分の1を補助します。

※県外からの移住者（一部要件あり）の方が、空き家を取得し、リフォームを行った場合は、本補助金とは別の補助金（定住促進住宅取得等補助金）をご利用いただけます。

花巻市若者世代等空き家取得奨励金等について②

○支給に関する手続き

所有権登記した日または当該空き家に住民票を移した日のいずれか遅い日から6ヵ月以内。ただし、空き家をリフォームした場合は、12ヵ月以内。

[提出書類]

- (1) 花巻市若者世代等空き家取得奨励金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 当該住宅に居住する方の住民票の写し
- (3) 当該住宅の建物登記簿の全部事項証明書
- (4) 当該住宅に居住する方の納税証明書（市税滞納がないことを証する書面）
- (5) 当該住宅の売買契約書の写し
- (6) 当該住宅のリフォーム費用に要した経費の領収書の写しなど内訳の分かる書類
- (7) 母子健康手帳の写し（18歳未満の子が胎児であって、子育て加算世帯に該当する者に限る）
- (8) パートナーシップ宣誓書受領証の写し（18歳未満の子がパートナーシップ関係の相手方の子である場合に限る）
- (9) 誓約書（様式第2号）
- (10) その他市長が必要と認める書類

↓

【市からの交付決定後】

花巻市若者世代等空き家取得奨励金等交付請求書（様式第3号）

○その他

- ・この奨励金及び補助金は、花巻市定住促進住宅取得等補助金と花巻市子育て世帯住宅取得奨励金とあわせて交付を受けることができます。
- ・奨励金及び補助金の交付日から5年を経過する日までに、当該住宅を売却または譲渡、もしくは市外へ転出したとき、また、提出した書類に偽りや不正があったときは、既に交付した奨励金及び補助金の全部または一部を返還してもらうことがあります。
- ・この奨励金及び補助金は、一時所得となるため、申告が必要となる場合があります。

花巻市定住促進住宅取得等補助金について①

県外から転入される子育て世帯や空き家バンクを利用した移住者の住宅取得等に対し、予算の範囲内で花巻市定住促進住宅取得等補助金を交付します。

ステップ1 次のいずれかの対象に当てはまる方

県外から転入される	子育て世帯※1の方
☐ 	市内に新築または、 住居を購入した場合 ⇒ 上限200万円 + α(子ども2人 目以降の場合)
県外から転入される	花巻市空き家バンクを利用する方
☐ 	購入の場合 ⇒ 上限200万円 + α(子ども2人目以降の場合) 賃借の場合 ⇒ 上限100万円 + α(子ども2人目以降の場合)
花巻市外から転入される	市内で新たに農業に従事する方※2
☐ 	市内に新築または、 住居を購入した場合 ⇒ 上限200万円 + α(子ども2人目 以降の場合)

子ども2人目以降の18歳未満の子について、補助上限額を1人につき10万円引き上げます。

※1 18歳未満の子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもと妊娠中の胎児を含む)と同居している方が対象です。

※2 農業を行う予定がある方が対象です。

※3 18歳未満の子がパートナーシップ関係の相手方の子である場合は、パートナーシップ宣誓書受領証の写しの提出が必要です。

※4 花巻市移住支援金の交付を受けている場合は、交付決定金額分を補助金額より除きます。(花巻市移住支援金の詳細については、市役所商工労働課0198-41-3536へお問い合わせください。)

ステップ2 次のすべての要件に当てはまる方

- ☐ 市内に移り住んでから2年以内に住宅取得又は
空き家バンクを利用して空き家取得もしくは賃借契約し
住民登録した方
- or
- ☐ 市内に住宅取得又は空き家バンクを利用して空き家取得
もしくは賃借契約をした日から2年以内に住民登録した方
- ☐ 定住しようとする方(5年以上)

※ただし、新たに農業に従事する方で、花巻市農業研修支援事業補助金交付要綱(花巻市告示第208号)に規定する研修を修了した方については、市内に移り住んでから2年以内を研修終了後1年以内に読み変えます。

〈共通要件〉 ☐市税の滞納がないこと。

花巻市定住促進住宅取得等補助金について②

ステップ1、2の要件を満たす方は、次の2つの支援を受けることができます。

空き家リフォームに係る支援

中古住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、その他の設備更新にかかる工事費用を補助します。

ただし、倉庫、車庫その他これに類するものにかかる工事費用、門、フェンス、植栽その他の外構工事にかかる費用は対象外となります。

■補助率■

- ① 市内事業者等が改修
→ 限度額内で全額を補助

- ② 市外事業者等が改修
→ 限度額内で2分の1を補助



新生活スタートアップに係る支援

新生活のスタートアップに必要な家具・家電の購入費等を補助します。

■補助対象経費■

- ① 住宅の取得手続きの経費・賃借手続きの経費、資金の借入れ手数料
- ② 転校等により必要となる学校等の指定用品
- ③ 引っ越しにかかる経費
- ④ 火災保険料、地震保険料（1年分）
- ⑤ 家具・家電（税込単価が1万円以上で、施設の付帯物ではないもの。ただし、エアコンについては認めるものとする。）
- ⑥ 固定資産税相当額（1年分）

■補助率■

限度額内で2分の1を補助



空き家リフォームに係る支援・新生活スタートアップに係る支援併せて前ページ記載の限度額の範囲内での交付となります。

※新生活スタートアップに係る支援についての注意事項

- (1) 転校等により必要となる学校等の指定用品について
保育園、幼稚園、学校等から示された指定用品リスト等の書類を添付してください。なお、習い事やスポーツ少年団、部活動等にかかる経費については、本補助金の対象外となります。
- (2) 引っ越しにかかる経費について
引越業者に支払った費用が本補助金の対象となります。
- (3) 家具・家電について
本補助金の対象となる経費は、家具・家電の本体価格（税込）のみとなります。設置工事費やそれに伴う付帯物にかかる経費については、本補助金の対象外となります。

花巻市定住促進住宅取得等補助金について③

○支給に関する手続き

次に掲げる日から、6ヵ月以内(リフォームを含む場合は12ヵ月以内)。

- ・住宅取得の場合：住宅を取得した日(所有権登記が完了した日)又は取得した住宅に住居登録をした日もしくは花巻市移住支援金の交付決定日のいずれか遅い日。
- ・住宅賃借の場合：空き家バンク物件について賃借契約をし、かつその物件に住居登録した日又は花巻市移住支援金の交付決定日のいずれか遅い日。

〔提出書類〕

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 交付対象住宅に居住している方の住民票の写し
- (3) 交付対象住宅の建物登記簿の全部事項証明書
- (4) 交付対象住宅に居住している方全員の納税証明書（市税滞納がないことを証する書類）
- (5) 住宅を購入した場合は、物件代金の売買契約書または請負契約書の写し
- (6) 住宅を賃借した場合は、賃貸借契約書の写し
- (7) 空き家リフォーム支援を活用する場合は、補助対象住宅のリフォームに要した経費の領収書の写しなど内訳の分かる書類
- (8) 新生活スタートアップ支援を利用する場合は、対象経費にかかる領収書の写しなど内訳の分かる書類
- (9) 母子健康手帳の写し（18歳未満の子が胎児であって、子育て世帯に該当する者に限る）
- (10) 申請者が新規就農者の場合は、農業委員会に受理された営農計画書等の写し
- (11) パートナーシップ宣誓書受領証の写し(18歳未満の子がパートナーシップ関係の相手方の子である場合に限る)
- (12) 花巻市移住支援金の交付対象の場合は交付決定通知の写し
- (13) 誓約書（様式第2号）
- (14) その他市長が必要と認める書類

○その他

- ・この補助金は、花巻市若者世代等空き家取得奨励金等と花巻市子育て世帯住宅取得奨励金とあわせて交付を受けることができます。
- ・補助金の交付から5年を経過する日までに、当該住宅を売却または譲渡、もしくは市外へ転出したとき、また、提出した書類に偽りや不正があったときは、既に交付した補助金の全部または一部を返還してもらうことがあります。
- ・この補助金は、一時所得となるため、申告が必要となる場合があります。

〈参考〉花巻市子育て世帯住宅取得奨励金について

花巻市内で住宅を取得した子育て世帯の方に対し、奨励金を支給します。

※こちらの奨励金は空き家バンクの利用に関わらず、中古、新築を問わず、新たに住宅を取得した方が対象となります。

○対象者

①交付請求日に18歳未満の子（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者で対象者の子またはパートナーシップ関係の相手方の子に限る）と奨励金の交付対象となる住宅に同居していること。

ただし、交付対象者または交付対象者の配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方が妊娠している場合（母子健康手帳の交付を受けている場合に限り）を含む。

②交付の対象者が次のいずれかに該当すること。

□対象者の2親等以内の親族（兄弟姉妹を除きます）の世帯と同居または近居するための住宅取得であること。

□市が設定する範囲（生活サービス拠点）内に住宅取得していること。

③当該住宅に居住する方に市税滞納がないこと。

④当該住宅に5年以上継続して居住する意思があること。

○奨励金額 30万円

※花巻市立地適正化計画において、都市機能誘導区域に指定されている区域内に住宅取得した方に対しては、20万円を加算して支給します。

※大迫・東和地域に住宅取得した場合、奨励金額を50万円とします。

※2人目以降の18歳未満の子について、1人あたり10万円を加算します。

○申請期限

奨励金の対象となる住宅の所有権登記が完了した日から6か月以内

[提出書類]

(1) 奨励金交付請求書（様式第1号）

(2) 交付対象者が2親等以内の親族の世帯と同居または近居するために住宅取得した場合は、2親等以内の親族の世帯の住民票の写し（生年月日、続柄を省略しないもの）

(3) 交付対象者と2親等以内の親族との続柄が分かる戸籍等（住民票の写しで交付対象者とその親族との続柄が確認できない場合に限り）

(4) 当該住宅の新築または購入にかかる契約を結んだ日が分かる書類（契約書等）

(5) 当該住宅の建物登記簿の全部事項証明書

(6) 誓約書（様式第2号）

(7) 当該住宅に居住する者全員の納税証明書（市税滞納がないことを証する書面）

(8) 18歳未満の子がパートナーシップ関係の相手方の子である場合は、パートナーシップ宣誓書受領証の写し

(9) 交付対象者または交付対象者の配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方が妊娠している場合は母子健康手帳の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

○その他

・奨励金の支給は同一の建物につき1回までといたします。

・この奨励金は、花巻市定住促進住宅取得等補助金と花巻市若者世代等空き家取得奨励金等とあわせて交付を受けることができます。

・奨励金の交付日から5年を経過する日までに、当該住宅を売却または譲渡、もしくは市外へ転出したとき、また、提出した書類に偽りや不正があったときは、既に交付した奨励金の全部または一部を返還してもらうことがあります。

・この奨励金は、一時所得となるため、申告が必要となる場合があります。

各種奨励金・補助金の詳細について

「若者世代等空き家取得奨励金等」、「定住促進住宅取得等補助金」、「子育て世帯住宅取得奨励金」については、市のホームページで詳細をお知らせしております。

詳細を確認したい方は、下記の二次元コードから該当する奨励金・補助金のページにお進みください。

☐ 若者世代等空き家取得奨励金等のページ



☐ 定住促進住宅取得等補助金のページ



☐ 子育て世帯住宅取得奨励金のページ



花巻市空き家バンク登録物件取扱業者一覧

No.	事業者名	住所（すべて花巻市）	電話番号
1	有限会社ホームライフサポート	末広町9-11	0198-21-9080
2	株式会社花南土地	桜町1-260	0198-24-3897
3	花住ホーム株式会社	材木町12-38	0198-22-3940
4	株式会社畠山冷機工業所	山の神430-43	0198-23-2111
5	エステート西花巻有限会社	西大通り2-16-19	0198-23-2320
6	有限会社アールアンドデー不動産	東町9-20	0198-21-3857
7	高橋商事	西大通り2-1-35	0198-23-5509
8	折居不動産コンサルタント	太田27-138	0198-28-3706
9	有限会社クリック	上町13-25	0198-21-3830
10	高幸不動産有限会社	藤沢町381	0198-23-3501
11	株式会社北日本土地	西大通り1-6-20	0198-22-3045
12	有限会社ハイツイーハトーブ	桜町3-56	0198-29-4583
13	株式会社大一土地	南川原町290-1	0198-24-2648
14	株式会社 リノスタイル	矢沢10-1-1	0198-32-1003
15	SS 建築デザイン室有限会社	湯本2-54-8	0198-41-5745

花巻市空き家バンクに関するお問い合わせ

〒025-8601

岩手県花巻市花城町9番30号

花巻市役所 地域振興部 定住推進課 定住推進係

電 話 0198-41-3516

FAX 0198-24-0259

M A I L teiju@city.hanamaki.iwate.jp

※各種様式ダウンロードは下記より

花巻市移住・定住ポータルサイト「いいトコ！花巻」

<https://www.iitoko-hanamaki.jp/index.html>

